

# 仕 様 書

## 1. 業務名

公害医療に係るレセプトの点検及び各種台帳作成委託業務

## 2. 業務内容

- ① 初診年月日と初診料算定の不一致の点検、確認
- ② 該当月診療実日数と初診及び再診回数との不一致の点検、確認
- ③ 初診料、外来管理加算の算定誤りの点検、確認
- ④ 特定疾患療養指導料が初診日又は退院日から1か月を越えて算定されているかの点検、確認
- ⑤ 薬品名の規格及び単位の記入漏れの点検、確認
- ⑥ 処置、手術及び検査の固定点数の算定誤りの点検、確認
- ⑦ 画像診断等の算定誤りの点検、確認
- ⑧ 診療行為別等の集計漏れ又は集計誤りの点検、確認
- ⑨ 入院時医学管理料の算定誤りの点検、確認
- ⑩ 外泊日、同一疾病名の2回目の入院時、入院調剤料の入院日数を越えての算定、外泊期間の算定の点検、確認
- ⑪ その他、上記以外のものについても、全て健康保険法の規定による診療報酬の額の算定方法、薬価基準及び公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号)に基づき点検、確認を行うこと。
- ⑫ 八尾市公害健康被害補償診療報酬審査委員会(以下「診療報酬審査委員会」という。)の準備及び会議に出席し(2名以上)、委員の補助を行うこと。
- ⑬ 診療報酬等の明細書の金額、日数を公害医療システムに入力すること。
- ⑭ 増減があった場合、審査内訳に増減額・審査記号等を記載すること。
- ⑮ 検査等実施状況(IgE、非IgE、特IgE、心電図、CRP、呼吸機能検査、呼吸抵抗測定、胸部X線、医療機関名、ヒト化抗ヒトIgEモノクローナル抗体製剤の投与、肺炎球菌ワクチンの接種)及び診療報酬個人別支払状況(月別、区分別、医療機関名及び日数)を台帳に記入すること。
- ⑯ 請求書、明細書を綴りこむこと。
- ⑰ 決定通知書を封入封緘すること。
- ⑱ 前回、前々回の明細書と縦覧し、投薬、検査の確認を行うこと。

## 3. 履行場所

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所内

## 4. 契約期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日

5. 業務量（令和7年度 月平均値）

- ・レセプトの内容点検及び公害医療システムの入力実績 587 件
- ・診療報酬審査委員会の開催頻度 月 1 回
- ・業務日数 6 日（診療報酬審査委員会の開催日を含む。）

6. 認定患者数

令和8年3月末現在 453 名

※仕様書に定めがない事項及び細目については当事者双方が協議して定めるものとする。

（参考）令和8年度公害医療に係る診療報酬明細書等の点検業務スケジュール

	期間	診療報酬審査委員会
7月	13日～21日	15日
8月	17日～24日	19日
9月	14日～24日	16日
10月	9日～19日	14日
11月	16日～24日	18日
12月	14日～21日	16日
1月	8日～18日	13日
2月	10日～18日	15日
3月	15日～23日	17日

※日程は変更することがあります。